

政策6 都市基盤

～インフラを整え生活を支えるまちをつくる～

6-1 市街地等の整備 —豊かな街並みのあるまちをつくります—

施策の目的

人口減少や少子高齢化、激甚化する自然災害などの状況を踏まえ、安全で魅力と活力にあふれた「安心して住み続けられるまち」をつくります。

関連するSDGs



施策の現状

本市では、まちづくりの基本方針として平成25（2013）年に策定した「羽生市都市計画マスタープラン」に基づき、岩瀬土地区画整理事業や産業系の土地利用の促進等を進めてきました。

その結果、岩瀬区画整理事業南工区では、大型商業施設及び優良住宅街区が整備され、住民の増加が期待されています。加えて、北工区をはじめとする国道沿線に工場や物流倉庫等が進出し、雇用の創出や税収の増加等の効果が見込まれています。

また、土地区画整理事業長期未着手地区については、地域整備計画*を策定しました。今後は、良好な居住環境の確保や利便性の向上を目指します。

その一方で、本市の人口は年々減少しており、中心市街地の空洞化が進んでいます。また、全国的に頻発化かつ激甚化している自然災害に対応するため、密集市街地の解消や河川氾濫による浸水対策を考慮したまちづくりを検討する必要があります。

今後、羽生駅周辺を中心市街地においては、空き家・空き地の有効活用を図り、防災対策・都市機能の集約・施設等のバリアフリー化を考慮した、新たなまちづくりを検討する必要があります。

市街化調整区域においては、集落機能の分散化が見られる一方、過疎化が深刻化している既存集落も存在しており、地域コミュニティを維持するための対策が求められています。

施策の課題

1	「羽生市都市計画マスタープラン」の適切な運用と検証
2	岩瀬土地区画整理事業の整備促進
3	中心市街地における住環境の改善
4	市街化区域への居住誘導
5	市街化調整区域における集落機能の維持

主な取り組み

(1) 「羽生市都市計画マスタープラン」の見直しと運用

平成25（2013）年の計画策定から10年が経過するため、変化する社会情勢や都市の課題などに対応できるよう都市計画の方針を見直します。

【主な事業】

- 「羽生市都市計画マスタープラン」の検証・改正

(2) 岩瀬土地区画整理事業の推進

令和14（2032）年度の事業完了を目指して、岩瀬土地区画整理組合と協力して土地区画整理事業を推進します。商業施設の誘致による賑わいの創出や製造・流通施設の誘致による働く場の確保、良好な景観の街並み誘導を進めることにより、魅力的で質の高い住環境を創出し、新たな住民の増加につなげます。

【主な事業】

- 岩瀬土地区画整理事業の推進
- 用途地域・地区計画等の都市計画変更

(3) 空き家・空き地の再編と住環境の改善

中心市街地等においては、空き家・空き地の状況を把握し、空き家の除却と空き地の集約化を進める一方、建築物の密集化を解消し、住環境を改善します。

【主な事業】

- 空き家・空き地の現状把握と空き家・空き地バンク*の活用
- 地区整備計画に基づく道路等の整備

(4) 羽生駅周辺の利便性向上と定住促進

羽生駅を中心とした市街化区域においては、公共施設等の都市機能を集約し、歩いて回れるまちを整備することで、あらゆる世代に優しいまちづくりを目指します。また、防災対策や施設等のバリアフリー化を考慮したまちづくりを進め、市街化区域内における定住促進と新たな住民の増加につなげます。

【主な事業】

- 羽生駅周辺のコンパクトシティ化に向けた整備検討

(5) 市街化調整区域における集落機能の維持・集約

市街化調整区域においては、旧村単位に存する公民館等の施設を中心に、集落機能の集約や移動手段の充実を図り、コンパクトで効率の良いまちづくりを目指します。

【主な事業】

- インフラ施設の維持
- 移動手段の充実

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
岩瀬土地区画整理事業の推進（％）	整備完了面積の割合	44.1	68.5
市街化区域への集約の促進（％）	市街化区域の建築確認件数の割合	49.1	50.0

市民の役割

- ・まちづくりに積極的に参加し、理解や提案、協力することが望まれます。

関係計画等

- ・羽生市都市計画マスタープラン（平成25（2013年度）～令和14（2032）年度）

6-2 道路の整備 ー便利で快適な道路網があるまちをつくりまーすー

□ 施策の目的

ラダー型ネットワーク*を基本に幹線道路及び生活道路の整備を推進し、市民の生活と産業を支えます。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

市民の生活と産業を支えるため、ラダー型ネットワークを基本とした幹線道路及び生活道路の整備を推進しています。

国道は、122号の4車線化を概成させ、125号加須羽生バイパスの東武伊勢崎線陸橋部とその東側、加須市境までの整備を進めています。また、両国道の重用部は、6車線化の整備も進めています。

県道は、北部幹線の早期完成を目指し、東武伊勢崎線跨線橋の架設に向けた鉄道事業者との協議・調整を進めています。また、羽生駅東口の羽生停車場線の電線地中化事業も進めています。

市道は、1級・2級市道の整備を継続的に進めています。また、生活道路等の整備については、改良工事・維持補修工事を実施するほか、協働によるまちづくり推進事業により市民と協力して進めています。

橋梁の老朽化も課題となっており、対策を講ずべき橋梁の修繕措置率の向上を図るため、「羽生市橋梁長寿命化修繕計画」を見直し、早期に修繕措置を進める必要があります。

□ 施策の課題

1	国・県道の整備促進
2	1級・2級幹線市道の整備推進
3	市民と行政の協働による生活道路の整備と維持管理
4	橋梁の長寿命化

□ 主な取り組み

(1) 幹線道路の整備

ラダー型ネットワーク整備のため、国道と県道の整備主体である埼玉県と協力して事業を進めます。また、これらにアクセスする1級・2級の幹線市道については、継続して整備の推進を図ります。

【主な事業】

- ラダー型ネットワークの整備推進
- 国・県道の整備促進
- 都市計画道路の整備促進

(2) 生活道路の整備

生活道路は、各自治会における優先順位を参考に計画的に整備を進めます。より快適な生活環境が保てるように、道路の維持管理を継続し、安全で円滑なネットワークを形成します。

【主な事業】

- 地区要望道路の整備
- 生活道路の維持管理
- 通学路の整備
- 交通安全施設の整備

(3) 市民と行政の協働による道路維持管理

簡易な道路整備や修繕については、自治会からの要望に基づき材料（側溝蓋、U字溝、花苗等）の支給を行い、協働によるまちづくりを推進します。

【主な事業】

- 協働によるまちづくり事業の推進

(4) 橋梁の長寿命化

改正道路法により義務化された橋梁の定期点検（近接目視^{*}）を継続して実施し、適切な対応を行います。また、橋梁の修繕については、「羽生市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、補修工事を進めます。

【主な事業】

- 計画的な橋梁点検の実施
- 橋梁補修工事の計画的な推進

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
都市計画道路の整備率（％）	整備済延長（m）／ 計画延長（m）	75.1	85.3
橋梁修繕箇所数	修繕済み箇所（累計）	3	9

市民の役割

- ・地域で実施される協働事業に参加することが望まれます。
- ・生活道路の清掃や除草など、生活周辺環境を保全することが望まれます。

関係計画等

- ・羽生市橋梁長寿命化修繕計画（平成26（2014）年度～令和5（2023）年度）
- ・羽生市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年度～令和42（2060）年度）

6-3 移動手段の確保 —誰もが移動しやすいまちをつくります—

施策の目的

公共交通機関の安全性、利便性を向上させるとともに、高齢化の進展などに伴い増加が予想される交通弱者に対する市内移動手段の充実を図ることにより、通勤、通学、通院、買い物など、広域的に活動しやすいまちをつくります。

関連するSDGs



施策の現状

高齢化の進展や、高齢者による自動車事故が社会問題化し、運転免許証を返納する高齢者が増えていることから、公共交通の更なる充実と利便性の向上が求められています。

市民の重要な交通手段として、東武伊勢崎線と秩父鉄道が運行しており、令和2（2020）年度の羽生駅の1日あたりの乗降客数は、1万2,594人となっています。

また、市では、高齢者や障がい者などの交通弱者が市内の公共施設等へ訪れる際の移動手段を確保するため、羽生市福祉バス（あい・あいバス）を運行しているバス事業者に対し、補助金を交付しています。更に民間事業者において、市内大型商業施設や羽生総合病院を経由するシャトルバスが運行されています。

前期基本計画期間中には、鉄道輸送力の拡充や施設の整備充実について、関係自治体で組織する協議会等から、鉄道事業者、国、県に対して要望活動を行いました。

秩父鉄道については、国や県、本市を含む沿線自治体が支援を行い、令和3（2021）年度にICカード乗車券の利用が開始されました。

また、のりあいタクシー*については、令和4（2022）年10月に実証運行を開始しました。

今後、鉄道やあい・あいバスについては、利用状況等を踏まえ、更なる利便性の向上に努めるとともに、のりあいタクシーの本運行の実施に向け、地域公共交通会議での意見や実証運行の状況を踏まえながら、本市に適した運行方式になるよう検討していく必要があります。

施策の課題

1	公共交通（鉄道・バス）の充実
2	あい・あいバスの更なる利便性の向上
3	のりあいタクシー等市内移動手段の充実

■ 主な取り組み

（１）鉄道輸送力の増強及び整備促進

東武伊勢崎線の輸送力増強及び南羽生駅の橋上化等について、関係自治体で組織する協議会において、引き続き要望活動を行います。

また、県北部を横断する重要な交通機関である秩父鉄道の整備促進を図るため、沿線自治体で組織する協議会が実施する安全対策事業への支援を行います。

【主な事業】

- 東武伊勢崎線輸送力増強推進協議会事業
- 秩父鉄道整備促進協議会参画事業

（２）市内移動の利便性の向上

あい・あいバスの更なる利便性の向上に努めるとともに、効率的な運行を行うために、利用者のニーズや利用状況の変化に応じたルートの変更や停留所の見直しを適宜行います。

また、高齢者や障がいのある方といった交通弱者の移動手段確保のため、新たな交通ネットワークとして期待されるのりあいタクシーの実証運行を行い、その結果に基づき導入に向けた検討を行います。

【主な事業】

- あい・あいバス運行事業
- のりあいタクシー運行事業

■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
公共交通に満足している人の割合（％）	市民アンケート・市民意識調査により「満足している」、「まあまあ満足している」、「普通である」を合わせた割合	52.1 (R4 現在値)	70.0
あい・あいバス利用者（人）		7,435	8,000

■ 市民の役割

- ・公共交通の重要性に対する理解と協力が望まれます。
- ・交通弱者に対する配慮と支援が望まれます。

6-4 上水道の整備 —安全で安心な水を提供するまちをつくります—

□ 施策の目的

安全で安心な水道水を安定的に供給する体制と災害に強い上水道施設の整備を図り、将来にわたり市民が安心しておいしく飲める水道水を提供します。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

本市では、人口減少や節水機器の普及、ライフスタイルの変化により水需要は減少傾向にあり、それに伴い給水収益についても減少しています。

一方、配水開始から50年以上が経過した配水管や浄配水場施設については、老朽化が著しく、水道水の安定供給を維持するために、施設の更新を計画的に推進する必要があります。老朽管更新事業については、平成5（1993）年度から進めており、早期完了を目指しています。

今後も、市民に安全で安心な水道水を供給するために、「水質検査計画」に基づく法定点検を実施するなど、水質管理を徹底します。

水道事業の経営では、収入を確保し支出との均衡を図りながら事業を運営していくことが重要となっており、水道事業経営の健全化に向け、令和2（2020）年度に「羽生市水道ビジョン」を改訂しました。今後、「水道ビジョン」に基づき有収率*の改善と適正な水道料金の検討を進めていきます。

□ 施策の課題

1	水道水の安全性の確保
2	水道事業経営の健全化
3	老朽化した水道管の更新
4	施設・設備の適正な維持・管理

□ 主な取り組み

（1）安全で安定的な水の供給

水道法で定められている水質検査を年間計画に基づき実施するとともに、その結果を広報誌やホームページにおいて公表します。また、安定的に水道水を供給するため、現在の県水*と自己水（井戸水）の割合（7：3）を確保していきます。

【主な事業】

- 水質の管理
- 水源の確保

(2) 健全な経営基盤の確保

「羽生市水道ビジョン」に基づき、健全な水道事業経営に努めます。また、督促や戸別訪問等を適切に実施することで、水道料金の徴収を確実にを行います。

【主な事業】

- 効率的な水道事業の運営
- 水道料金の改定
- 水道料金の確実な徴収

(3) 老朽管の継続的な更新

耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管等への布設替えを計画的に実施することなどにより、災害に強い水道を目指します。同時に、漏水を防ぎ、有効率*の向上を図ります。

【主な事業】

- 老朽管の更新
- 漏水修繕
- 漏水調査

(4) 老朽施設・設備の適正な維持・管理

浄水施設、配水施設、自己水源（井戸）などは、定期的に監視・点検し、適宜、修繕を行います。また、老朽化が著しい浄・配水場については、施設の大規模更新を実施します。

【主な事業】

- 老朽施設・設備の維持・管理
- 浄水場大規模更新事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
老朽管（石綿セメント管*等）更新率（%）	更新済み管延長／老朽管総延長	97.0	100.0
有収率（%）	有収水量／給水量	86.9	92.0

市民の役割

- ・限りある資源である水の大切さを理解することが望まれます。
- ・給水装置の適正な維持管理に努めることが望まれます。
- ・水道サービス維持のための水道料金適正化への理解が望まれます。

関係計画等

- ・羽生市水道ビジョン（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）
- ・羽生市公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年度～令和42（2060）年度）

6-5 公園・緑地の整備 ー豊かな緑と公園のあるまちをつくりますー

□ 施策の目的

市民の憩いの場である公園・緑地を整備し、適切な維持管理を行うとともに、親水空間を創出し、充実を図ります。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

本市には、都市公園40か所とその他公園30か所があり、市民の憩いの場となっています。公園の維持管理は適切に行われており、地元管理できるものは、自治会との協働により維持管理を継続しています。しかし、自治会構成員の高齢化や樹木の成長により、協働事業の継続が難しくなっています。また、公園施設全般の老朽化や、サクラ等の樹木の害虫被害もみられ、適切な対応が求められています。

緑地としては利根川の河川敷にある利根川運動場など、親水空間としては県営羽生水郷公園や葛西遊歩道があり、市民に親しまれています。更に、埼玉県が進めている中手子林調節池及び中川の河道改修により、河川沿いの親水空間を創造しています。葛西遊歩道や中手子林調節池遊歩道の維持管理については地元団体と協働して実施しています。

今後も市民の憩いの場を確保するため、公園施設の老朽化への対応や緑地の適正な利用と保全に努める必要があります。また、民間事業者の公園内への出店等により、新たな賑わいを創出する「とまり木パークプロジェクト」を推進し、公園の魅力向上に取り組んでいきます。

□ 施策の課題

1	公園施設の老朽化への対応と適切な維持管理の継続
2	緑地の保全と活用の継続
3	公園の賑わい創出
4	親水空間の創出

□ 主な取り組み

（1）公園の継続的な維持管理

主要公園については、適正な維持管理をすることにより、憩いの空間を確保します。老朽化した遊具については、市民との協議により更新していきます。また、災害時における一時避難場所としての機能を確保します。

生活空間に身近な公園については、地域の実情に合った施設の整備や管理方法を検討し、協働事業による適正な維持管理を行います。

【主な事業】

- 公園施設の計画的更新事業
- 防災機能の充実事業
- 自治会委託公園管理事業

(2) 緑地の保全と活用

利根川河川敷を自然豊かな緑地として保全し、市民がスポーツ等で活用できるように適正な維持管理を行います。

【主な事業】

- 利根川河川敷の活用事業

(3) 公園の魅力向上

公園内への民間事業者の出店等により、公園の新たな魅力・価値を創出します。

【主な事業】

- とまり木パークプロジェクト

(4) 親水空間の創出

葛西遊歩道は、適正に維持管理し、市民の憩いの場を保ちます。

また、中川の河道改修事業に併せた河川沿いの遊歩道整備を進めます。

【主な事業】

- 葛西遊歩道の維持管理事業
- 中川遊歩道の整備推進事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
とまり木パークプロジェクトによる公園内への出店事業者数（者／年）	年間延べ出店事業者数	113	220
中川遊歩道の整備延長（m）		0	1,360

市民の役割

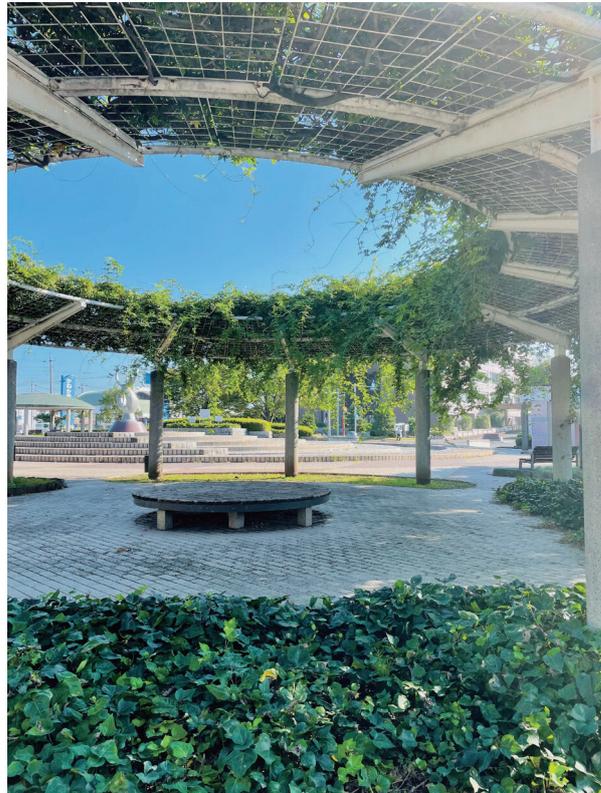
- ・協働による公園管理について積極的な参加が望まれます。
- ・マナーを守った公園・緑地の利用が望まれます。

関係計画等

- ・羽生市都市計画マスタープラン（平成25（2013）年度～令和14（2032）年度）



スカイスポーツ公園



平和公園